

令和8年度中小企業DX推進補助金 (情報処理システム構築型補助金、先駆型補助金) 募集要領

公益財団法人やまぐち産業振興財団

公益財団法人やまぐち産業振興財団では、中小企業の成長段階に応じたデジタル化やロボット導入による生産性向上、ならびに省力化・自動化に係る取組を支援することで、人手不足や継続的な賃金引上げの影響を受けている中小企業の持続的な成長促進を図ることを目的とした補助金を、下記のとおり募集します。

記

1 募集する補助金の内容

ア 補助金の対象者

- (ア) 県内に事業所を有する中小企業者
- (イ) 中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者
- (ウ) 日本標準産業分類(令和5年7月改定)に定める業種のうち、大分類A(農業、林業)、大分類B(漁業)を除く業種である者
- (エ) 付加価値額が年率平均3%以上向上するDX推進計画(別記第1号様式別表1)を有する者
- (オ) 補助金の交付を受けようとする経費に対して、国、地方公共団体、その他公的団体から類似の補助金等の交付又は経費の負担を受けていない者

イ 補助内容

(ア) 補助対象経費

デジタル化やロボット導入による生産性向上、ならびに省力化・自動化に係る経費(別表参照)

(イ) 補助金額等

a 情報処理システム構築型補助金

補助上限額 150万円 補助率 1/2以内

b 先駆型補助金

通常枠 補助上限額 500万円 補助率 1/2以内

ロボティクス枠 補助上限額 1,000万円 補助率 1/2以内

※ a 情報処理システム構築型補助金と b 先駆型補助金は一方のみ申請可

(ウ) 募集件数

a 情報処理システム構築型補助金 15件程度

b 先駆型補助金 通常枠 10件程度、 ロボティクス枠 2件程度

(エ) 事業対象となる期間

交付決定の日～**令和9年1月末日まで**

2-1 申請方法（情報処理システム構築型補助金）

所定の様式に従い作成した申請書及び添付書類を（公財）やまぐち産業振興財団に郵送（簡易書留など郵便物の追跡ができる方法）するか、直接持参してください。

公 募 締 切 : 令和8年5月22日（金）17時必着

※ファックス・メールでの応募は受け付けません。

※郵送の場合は、余裕をもって発送してください。

2-2 申請方法（先駆型補助金）

所定の様式に従い作成した申請書及び添付書類を（公財）やまぐち産業振興財団に郵送（簡易書留など郵便物の追跡ができる方法）するか、直接持参してください。

公 募 締 切 : 令和8年5月29日（金）17時必着

※ファックス・メールでの応募は受け付けません。

※郵送の場合は、余裕をもって発送してください。

3 必要書類（A4版、片面印刷に限る。）

次の書類を1部提出してください。

(1) 中小企業DX推進補助金交付申請書（別記第1号様式）

(2) DX推進計画書（別記第1号様式別表1）

(3) 添付資料

① 応募要件の確認書

② 会社概要（別記第1号様式別表2）

③ 直近の決算書の写し

④ 詳細資料（補助事業に要する経費の金額の根拠を示す見積書等）

⑤ 県税の納税証明書（滞納のないことの証明）

⑥ 調達先（購入・契約先）の直近決算書（調達先と資本関係がある場合のみ）

⑦ その他（必要に応じ、追加で資料を求めることがあります。）

※申請書の様式は、（公財）やまぐち産業振興財団のホームページからダウンロードできます。 <https://yipf.or.jp>

4 審査

(1) 審査

公益財団法人やまぐち産業振興財団が設置する審査委員会において、書面審査（ヒアリングを行う場合があります）による審査を行い、その結果を踏まえ、同財団が予算の範囲内で採択事業を決定します。日程や実施方法は別途お知らせします。

(2) 主な審査項目

- ・生産性向上や省力化・自動化を目指した取組であるか。
- ・DX推進計画の内容や、実施体制が明確であるか。
- ・経営の向上が見込まれるか。

5 申請に際しての注意事項

- (1) 補助金は、交付決定通知後に契約（発注等）した経費が対象です。それ以前のシステム経費は対象となりません。
- (2) 補助金の申請にあたっては、消費税及び地方消費税は補助対象外のため除外してください。
- (3) 調達先（購入・契約先）と資本関係がある場合は、別紙により利益排除を行い、補助金申請額を算出してください。
- (4) 補助事業により取得した成果物（完成した情報処理システム等）、機器設備は補助事業終了後、当財団の承認を受けないで目的外の使用や譲渡等することはできません。ただし、取得金額が少額である物・耐用年数を経過した物である場合は、この限りではありません。
- (5) 申請に関連して提供された個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等を遵守し、適正な取扱いに努めますが、交付決定された事業の補助対象者、事業の概要等については、当財団のホームページで公表する場合がありますほか、県内中小企業のDX推進のための取組事例として事前承認を得た上での紹介や、新聞等への掲載依頼、関係機関への資料提供等を行う場合がありますのでご承知おきください。
- (6) 提出された書類等は、返却いたしませんので、写し等は各自で保存してください。
- (7) 提出された書類や申請内容に不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただくことがありますので、書類の作成や申請には十分にご注意ください。
- (8) 本補助金交付後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本補助金の交付決定を取り消します。この場合、申請者は補助金を返還することになります。
- (9) 本事業における関係書類は事業終了後5年間保存してください。
- (10) 前記のほか、「中小企業DX推進補助金交付要綱(情報処理システム構築型補助金、先駆型補助金)」を参照してください。

6-1 申請から支払まで（情報処理システム構築型補助金）

申請から支払いまでの流れ

5月22日（金）	申請書提出締切
6月～7月上旬	補助金審査委員会（ヒアリングを行う場合があります）
6月～7月上旬	交付決定・事業開始
1月 下旬	実績報告を提出・完了検査の実施・額の確定
2月 上旬	補助金請求・支払い

6-2 申請から支払まで（先駆型補助金）

申請から支払いまでの流れ

5月29日（金）	申請書提出締切
6月～7月上旬	補助金審査委員会（ヒアリングを行います）
6月～7月上旬	交付決定・事業開始
1月 下旬	実績報告を提出・完了検査の実施・額の確定
2月 上旬	補助金請求・支払い

【提出先・問い合わせ先】公益財団法人やまぐち産業振興財団 経営企画部

〒754-0041 山口市小郡令和1丁目1番1号 山口市産業交流拠点施設4階

TEL：083-902-3711

(別表)

・補助対象経費 情報処理システム構築型補助金

補助率/補助上限/ 期間	事業内容	対象経費	
		経費区分	内容
補助率: 1/2以内 補助上限: 150万円 期間: 令和9年1月末日まで	生産性向上や省力化・自動化を指した情報処理システム構築の取組	委託費	事業者が直接実施できない又は適当でないものについて、他の事業者へ委託するための経費
		その他事業に必要と認められる経費	本事業を実施するために理事長が適当と認める経費

・補助対象経費 先駆型補助金

補助率/補助上限/ 期間	事業内容	対象経費	
		経費区分	内容
【通常枠】 補助率: 1/2以内 補助上限: 500万円 期間: 令和9年1月末日まで	生産性向上や省力化・自動化を指したシステム構築及び附随する専用設備導入の取組	委託費	事業者が直接実施できない又は適当でないものについて、他の事業者へ委託するための経費
		機器設備費	本事業のシステムに専用の機器設備等の購入、設置・設定に必要な経費(他の目的に転用可能な機器設備等は対象外)
		その他事業に必要と認められる経費	本事業に実施するために理事長が適当と認める経費
【ロボティクス枠】 補助率: 1/2以内 補助上限: 1,000万円 期間: 令和9年1月末日まで	生産性向上や省力化・自動化を指したロボット導入及び附随する専用システム導入の取組	委託費	事業者が直接実施できない又は適当でないものについて、他の事業者へ委託するための経費
		機器設備費	・本事業専用のAI(人工知能)の機能を有するロボット機器設備の購入経費 ・ロボット機器に附随する専用システム導入経費及び設定に必要な経費 ※他の目的に転用可能な機器設備は対象外
		その他事業に必要と認められる経費	本事業に実施するために理事長が適当と認める経費

※消費税及び地方消費税は補助対象外のため、申請書や実績報告書を作成する際は除外してください。

※取得価格等が単価50万円以上の財産は、処分制限財産に該当します。処分制限期間内に当該財産を処分(補助目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等)する場合には、事前に公益財団法人やまぐち産業振興財団理事長の承認が必要となりますのでご注意ください。

(別紙)

補助金申請に係る利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達または関係会社からの調達分がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、利益等排除の方法を原則以下のとおり取り扱うこととします。

1. 利益等排除の対象となる調達先

以下の(1)～(3)の関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いることとします。

- (1) 補助事業者自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 補助事業者の関係会社(上記(2)を除く)

2. 利益等排除の方法

(1) 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費に計上します。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告書(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。この場合の売上総利益率は小数点第2位を切り上げて計算します。

(3) 補助事業者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費に計上します。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告書(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明してください。また、その根拠となる資料を用意してください。

なお、(2)及び(3)が一般の競争の結果最低価格であった場合にはこの限りではありません。